

入札説明書

入札公告（令和8年6月15日付）に基づく一般競争入札（条件付き）について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

この入札は、予定価格の事前公表を行い、また郵便入札となります。入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 入札の概要等

- | | |
|----------|--|
| (1) 入札件名 | 桜井市環境部3施設で使用する薬品（4種）の購入 |
| (2) 入札番号 | 環施第20号 |
| (3) 納入場所 | 桜井市大字浅古485番地の2 桜井市し尿処理場
桜井市大字下り尾819番地 桜井市一般廃棄物最終処分場
桜井市大字浅古485番地の1 桜井市ごみ焼却施設 |
| (4) 概要 | 桜井市環境部3施設で使用する薬品（4種）の納入・取替え等 |
| (5) 履行期間 | 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで |

2 予定価格

No	薬品名	予定価格(税抜き)
1	塩化第二鉄 (38%)	70.00 円 / k g
2	次亜塩素酸ソーダ (12%) 2級	65.00 円 / k g
3	過酸化水素水 (35%)	240.00 円 / k g
4	高分子凝集剤 (クボックス CP-1406)	1,500.00 円 / k g

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 桜井市契約規則(昭和44年3月桜井市規則第3号)第2条の2の規定に該当しないこと。
- (3) 令和8年度桜井市入札参加資格者名簿に「G 薬品医療」-「02 工業薬品」で登録されており、本店・支店若しくは営業所の登録住所が奈良県内であること。
- (4) 公告日から開札日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)(以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

4 申請方法

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書等の配付

ア 期 間 令和8年6月15日（月）から令和8年6月26日（金）まで
（ただし土・日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 場 所 桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市総務部管財契約課契約検査係（桜井市役所3階）
（桜井市ホームページからダウンロードすることもできます。）

(2) 資格確認資料の提出

資格確認資料は、アまたはイの方法により提出してください。

ア 郵送の場合

郵便局の窓口において、「一般書留」または「簡易書留」にて受付期間内に到着するよう郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は、入札参加者負担とします。宛先は「20.お問い合わせ先」に記載のものとしてください。

受付期間：令和8年6月22日（月）から令和8年6月26日（金）まで

イ 持参の場合

以下の受付期間内に、担当部署へ持参してください。

受付期間：令和8年6月22日（月）から令和8年6月26日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

担当部署：桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市総務部管財契約課契約検査係（桜井市役所3階）

ウ 提出書類

- ①競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ②モラルに対する決意を記載した書面（様式2）

エ 部 数 各1部

5 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格が確認された者には、令和8年7月2日（木）に競争入札参加資格確認通知書を発送します。

(2) 確認通知書の交付を受けた者は、入札参加資格があるものとします。ただし、入札参加資格がある者は、以後の手続きについて入札執行者の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 入札参加資格の確認を得ることが出来なかった者は、その理由について説明を求

めることができます。

ア 期 日 令和8年7月8日(水)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

イ 書面で欠格理由説明を要求する書類を作成し、桜井市総務部管財契約課契約検査係(桜井市役所3階)まで持参してください。

ウ 令和8年7月14日(火)に欠格理由説明書を発送します。

6 仕様書等の配付

入札参加資格がある者には、仕様書等の配付を行います。仕様書等は、送付する競争入札参加資格確認通知書に同封します。

7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問は、質問書(様式3)により行ってください。

なお、FAXを送信した場合は、担当部署まで必ず電話連絡してください。連絡先は「20.お問い合わせ先」に記載しています。

ア 期 日 令和8年7月8日(水) 午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 FAXのみ FAX番号: 0744-42-2656

ウ 送 信 先 桜井市総務部管財契約課契約検査係

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年7月14日(火)に全ての入札参加者に対しFAXで行います。

8 入札書及び入札書提出用封筒

(1) 入札書

ア 入札書及び入札書等の記入方法について記載した「入札書等の記載について」を、競争入札参加資格確認通知書に同封して送付しますので、記載の「入札書」欄をご覧ください。

イ 入札金額、入札者の住所、業者名及び代表者名を記載し、届出印と同じ印影を押印してください。入札金額は、各薬品別に、指定された単位(「kg」)での単価を記入してください。入札金額の単位は「銭」とします。(消費税及び地方消費税は含まない。)

(2) 入札書提出用封筒

ア 入札書提出用封筒は、競争入札参加資格確認通知書に同封して送付します。別紙「入札書等の記載について」の「入札書提出用封筒」欄をご覧ください、必要事項が記載されていることを確認してください。

イ 入札書提出用封筒に必要事項を記入した入札書を入れ、封かんしてください。封かんは業者登録時の届出印と同じ印影で行ってください。

9 入札書の提出方法及び辞退方法

(1) 入札書の提出方法

入札書は、アまたはイの方法により、**受付期間内に到着または持参**するようにしてください。

指定された方法以外で提出された入札書は「無効」となります。また、入札書が受付期間内に到着しなかった場合、入札に参加することはできません。加えて、すでに提出した入札書等の書き換え、引き換え又は取り消しはできません。

ア 郵送の場合

郵便局の窓口において、「**一般書留**」または「**簡易書留**」で郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は入札参加者負担とします。宛先等詳細は、別紙「入札書提出用封筒記載例」等をご覧ください。

受付期間：令和8年7月21日（火）から令和8年7月27日（月）まで

イ 持参の場合

入札書を入札書提出用封筒に封かんし、持参してください。受付の際に「郵便入札書等受付票」を交付しますので、本入札手続きが終わるまで大切に保管してください。

受付期間：令和8年7月21日（火）から令和8年7月27日（月）まで

（ただし土・日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

担当部署：桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市総務部管財契約課契約検査係（桜井市役所 3 階）

(2) 辞退方法

入札参加申請以降に入札を辞退する場合は、ア、イまたはウの方法により入札辞退届を提出してください。入札を辞退することにより、後日の入札に影響することはありません。

ア 郵送の場合

封筒に入札辞退届を封かんして、**封筒表面に入札を辞退することがわかるよう「入札辞退届在中」等記載**し、令和8年7月27日（月）までに届くように郵送してください。封筒の様式及び郵送方法については問いません。宛先は「20. お問い合わせ先」に記載しています。

イ 持参の場合

令和8年7月27日（月）まで（土・日・祝日を除き午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））に、担当部署に入札辞退届を持参してください。担当部署は、「20. お問い合わせ先」に記載しています。

ウ FAXの場合

令和8年7月27日（月）まで（土・日・祝日を除き午前9時から午後5時ま

で（正午から午後1時を除く。）に、担当部署に入札辞退届をFAXしてください。担当部署は、「20.お問い合わせ先」に記載しています。

10 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年7月28日(火) 午前11時00分
- (2) 場 所 桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市役所入札室（桜井市役所3階）

11 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する方は、開札に立ち会うことができます。（1業者につき1名）
- (2) 開札の立会を希望する方は、入札書の提出期限までに、開札立会申請書を持参またはFAX送信してください。
【FAX: 0744-42-2656 ※FAXの場合は、送信後に管財契約課へ電話連絡してください。】
- (3) 開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は、開札立会申請書の先着順で2名とします。
- (4) 代理人が立会を希望する場合は、開札立会委任状が必要となります。開札当日に持参してください。
- (5) 開札立会人は、開札当日に開札確認書に署名及び押印が必要となるので、印章（認印可）を持参してください。
（代理人が立会をする場合は、開札立会委任状に押印している受任者の印を持参してください。）
- (6) 開札の立会を希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い、開札を行います。

12 くじによる落札者の決定

開札の結果、各薬品において落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちにくじにより落札決定するものとします。開札立会人が当該者の場合は、その者のくじは当該者が引くものとします。くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。本くじに関する開札立会人以外の傍聴は、これを認めません。

13 開札結果

開札結果については、電話により全ての入札参加者に通知いたします。また、入札事務終了後に桜井市役所2階市民ロビー内の掲示板において閲覧することもできます。

14 入札方法

- (1) 桜井市契約規則第9条に基づき行うものとします。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。
- (3) 入札の回数は1回とします。
- (4) 入札書は封筒に入れ封かんし、封筒に押印してください。印影は、業者登録時の届出印と同一のものとしてください。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札参加申請以降に入札を辞退するときは、入札辞退届を提出してください。ただし、各薬品の入札金額記入欄に「辞退」等金額以外の記入がある場合(空欄も含む。)は、当該薬品のみ辞退したものとみなします。

15 入札保証金・契約保証金

免除とします。

16 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。予定価格を超える場合は、当該薬品のみ失格となります。
- (2) 各薬品において、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちにくじで決定します。

17 入札の無効等

- (1) 本説明書に記載した、競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- (2) 入札までに入札参加資格を満たさなくなった時は、入札に参加できません。
- (3) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。
- (4) 入札書の住所、業者名及び代表者名の記入漏れ、印影の押印漏れは、すべての薬品について無効とします。
- (5) 入札書において、入札金額が誤脱し若しくは不明なときは当該薬品のみ、代表者名、印影又は重要な文字が誤脱し若しくは不明なときはすべての薬品が無効となります。
- (6) 入札書の記入には、筆跡を容易に消すことができる鉛筆やこすると消えるペンな

どは使用しないでください。訂正する場合は、砂消しゴムや修正液などは使用せず、訂正箇所にて二重線を引き届出印と同じ印影を押印し、訂正箇所の上か横に正しい文字や数字を記入してください。ただし、**入札金額の訂正はできません**ので、金額を訂正する場合は、新しい用紙で作成してください。

- (7) 1枚の入札書提出用封筒に2枚以上の入札書を入れた場合や、入札書提出用封筒に記載された件名と封入された入札書に記載された件名が異なる場合等は無効となります。

18 契約書作成の要否

要します。

19 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会は実施しません。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明瞭で入札参加資格が確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しません。なお、公表することや無断で使用することはありません。
- (4) 入札参加者は、配付資料等を熟読すると共に、本説明書及び入札心得を遵守するものとします。
- (5) 一般競争入札（条件付き）に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込み、入札等ができないものとします。
- (6) 入札において事故が起きたとき又は不正な行為があると認められたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

20 お問い合わせ先

〒633-8585 桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市総務部管財契約課契約検査係（桜井市役所 3 階）

電 話 0744-42-9111(内線 1761・1762)

F A X 0744-42-2656